

岐阜県緑の募金協賛団体に関する取扱要領

平成30年8月24日制定

1 目的

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）に定める緑の募金の活動に協賛する団体（以下「協賛団体」という。）が、緑の募金への寄附を対象とした資材等（以下「募金対象資材」という。）を販売し、その販売利益の一部を緑の募金へ寄附するなど、緑の募金に協力し、緑の募金活動を効果的に進めることを目的とする。

2 緑の募金協賛計画書

協賛団体は、緑の募金への協力の申し出を行う場合は、緑の募金協賛計画書（様式1）（以下「計画書」という。）を公益社団法人岐阜県緑化推進委員会理事長（以下「理事長」という。）へ提出するものとする。

3 緑の募金協賛団体認定書

（1）緑の募金協賛団体認定書の発行

理事長は、協賛団体から提出された計画書について、その内容を確認し、当該団体と協議した上で、協賛団体に「岐阜県緑の募金協賛団体認定書」（様式2）（以下「認定書」という。）を発行するものとする。

（2）岐阜県緑の募金協賛団体認定台帳

理事長は、認定書を発行したときは、「岐阜県緑の募金協賛団体認定台帳」（様式3）に登録する。

4 募金単価等の変更

協賛団体は、計画書に記載した募金資材の価格に対する募金額の割合等、募金額に影響を与える変更を行おうとする場合は、理事長とあらかじめ協議した上で、行うものとする。

5 資材の供給

（1）緑の募金箱

協賛団体が緑の募金活動を行うにあたり、緑の募金箱を必要する場合は、「緑の募金箱設置申請書」（別紙1）を理事長へ提出し、その承認を受けた上で、支給された緑の募金箱を使用して緑の募金活動を実施するものとする。

（2）その他の資材

理事長は、協賛団体が緑の募金活動を行うために必要とする資材については、協賛団体と協議の上、支給するものとする。

6 協賛団体の遵守事項

① 協賛団体は、募金資材の販売にあたって、緑の募金を名目として強制にならないようにすること。

② 協賛団体は、募金資材の販売にあたって、緑の募金への協力を明示すること。

- ③ 協賛団体は、計画書どおりに販売を行うこととし、計画書以外の方法で販売を行う場合には、事前に理事長に協議すること。
- ④ 協賛団体は、募金資材に対する品質、安全性等に対する問合せや苦情処理について、対応すること。

7 実績報告と募金の納入

協賛団体は、募金終了後すみやかに緑の募金協賛実績報告書（様式4）を作成し、理事長へ提出するとともに、緑の募金への寄附金を理事長が指定する銀行の預金口座へ振り込むものとする。

8 その他

この取扱いに定めのあるもののほか、この実施に関しては、双方協議するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、「緑の募金協賛団体の認定に関する取扱要領」（平成8年2月16日制定）及び「緑の募金活動支援に関する内規」（平成23年3月1日制定）は、廃止する。

(様式1)

「緑の募金」協賛計画書

年 月 日

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会
理事長 様

協賛団体の名称
代表者氏名
住所
電話番号

「緑の募金」の協賛に関して、下記のとおり物品の販売利益の一部を募金したいので計画書を提出します。

記

- 1 活動の期間
- 2 主な活動の場所
- 3 活動の内容
 - (1) 販売する物品の名称及び数量
 - (2) 販売する物品の価格に対する募金額の割合等
 - (3) その他
- 4 連絡先等
 - (1) 担当者名
 - (2) 所属・役職等
 - (3) 住所
 - (4) 電話番号・FAX
 - (5) E-mail

(様式4)

「緑の募金」協賛実績報告書

年 月 日

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会
理事長 様

協賛団体名称
代表者氏名
住所
電話番号

「緑の募金」の協賛に関して、下記のとおり報告します。

記

- 1 活動の期間
- 2 活動の場所
- 3 活動の内容
 - (1) 販売物品の名称、数量
 - (2) 販売物品（募金資材）の売上総額等
 - (3) 緑の募金へ寄附する額
- 4 連絡先等
 - (1) 担当者名
 - (2) 所属・役職等
 - (3) 住所
 - (4) 電話番号・FAX
 - (5) E-mail

(様式2) 岐阜県緑の募金協賛団体認定書

第 号

岐阜県緑の募金協賛団体認定書

様

あなたを緑の募金の協賛団体として認定します。
なお、緑の募金期間は次のとおりです。

春期：3月1日から 5月31日まで

秋期：9月1日から10月31日まで

年 月 日

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会
理事長

印